

立入検査の報告

【日時】 平成26年7月28日 9:30～17:00

【場所】 青年会議所事務局

【スケジュール】

9:15～

各自名刺交換

9:20～

全体説明

9:30～

県・青年会議所それぞれ自己紹介、

9:30～16:00(12:00からを目途に1時間の昼食休憩)

立入検査

16:00～16:30

総括のための取りまとめ

16:30～17:00

総括

【立入検査内容】

出席者

栃木県

経営支援課: 桐淵課長補佐、三田主任

文書学事課公益法人チーム: 坂本係長、印南主査、高橋主事

宇都宮 JC

村上理事長、中島専務、法令会計審査会議(廣田、宮林、渡邊、三柴)

高松専務(H24年度)、朝田財政局長(H24年度)、飯野財政局長(H25年度)

(1)全体説明

(1)－1:職員紹介

県・青年会議所それぞれに分かれて自己紹介を行い、事業・会計のどちらの担当になるのか等を説明した。

(1)－2:立入検査に関する注意事項

桐淵課長補佐より検査に関する注意事項の説明があった。

・立入検査は法令で明確に定められた公益法人として遵守すべき事項に関する公益法人の事業運営実態を確認するという観点から行われる。

・認定後1回目の立入検査はできるだけ早期に実施する。栃木県の場合は昨年度試行的に4件程度立入検査を行った。今年度からは本格的に立入検査を行っていく予定。第2回目以降の検査は直近の立入検査から3年以内に行われる。今回の検査では平成24年度の事業について検査を行う。

・立入検査を拒み、妨げ、忌避し、または質問に答弁せず若しくは虚偽答弁をした時は50万以下の過料に科せられる。

(1)－3:法人運営全般に関する事項の聴取

村上理事長より宇都宮青年会議所の歴史や考え方、活動内容について説明があった。

(1)－4:公益事業についての注意点

坂本係長より、宇都宮青年会議所が現在認定を受けている事業の内容について説明があった。平成24年度の事業報告等を読ませていただくと、認定している内容から離れてしまっているように見られかねない記載があるので注意していただきたい。認定を受けている事業以外の事業を行うときには変更認定が必要になります。また、組織図の下段にでも委員会毎の担当事業を記載した書類を事業計画書と一緒に提出して欲しい。

(2) 個別検査内容

事業・機関検査

栃木県:坂本係長、三田主任

宇都宮JC:中島専務、高松前専務、宮林副議長、渡邊副議長、三柴会計幹事

- ・事業計画書・報告書の記載方法について(事業区分の記載・修正、対象者の記載順、日時の校正、PR事業について、その他事業の報告漏れについて)
- ・事業費、法人会計の支払責任者について
- ・宮まつりについて(業者選定方法について、建設工事の業務委託の場合建設業の許可が必要では?事業概要が簡潔すぎる)
- ・公益法人としての業者選定について
- ・正味財産計算書について
- ・定款変更の届出について
- ・情報公開について

会計検査

栃木県:桐淵課長補佐、高橋主事

宇都宮JC:朝田財政局長、飯野財政局長、廣田

- ・備置き(保存)書類の状況確認
- ・公印の備置き場について、金庫の場所、鍵の管理について
- ・事業会計の進め方について(会計面から)
- ・総勘定元帳、仕分表等の確認
- ・新会計基準の採用について
- ・H24年度の決算は現状収支相償に反しているため、収入の配分割合を公益:収益:法人で5:1:4にして対応する。訂正した書類を8月中に提出すること。
- ・特定資産の規定を9月中に作成する。
- ・役員報酬が無報酬である旨を情報公開する
- ・宮まつりの契約形態について、勘定科目について、契約になった経緯は、開催委員会が行えばよいのでは。

(3) 総括:桐淵課長補佐

- ・認定基準違反はなかったが、認定されている範囲内において事業を構築していく事。本日修正

の指摘があったものについては速やかに修正の上再提をお願いします。

- ・宮まつりについては保留とし、持ち帰って県としても検討します。下記については明確な回答が欲しい。

まず、なぜH24から青年会議所の会計に業務委託として入ってきたのか、今まで通りではなくなったのか明確な回答が欲しい。

勘定科目については再検討して欲しい。

- ・臨時総会の記載が事業報告書になかったので修正すること。
- ・役員誓約書が1名分、存在しない。